

保存版

P T A 規 約



千里みらい夢学園
吹田市立桃山台小学校

昭和42年竣工

創立42年4月1日

(6月15日が記念日)

吹田市立桃山台小学校PTA規約

第一章 名称及び事務局

- 第 1 条 この会は吹田市立桃山台小学校PTAという。
- 第 2 条 この会の事務局を大阪府吹田市桃山台1丁目5番1号、吹田市立桃山台小学校内におく。

第二章 目的及び活動

- 第 3 条 この会は保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における、児童の幸福な成長を図ることを目的とする。
- 第 4 条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。
1. 児童の生活指導と福祉に関する協力。
 2. 教育環境の整備と充実。
 3. その他、目的を達成するために必要な事業。

第三章 方針

- 第 5 条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他団体及び機関と協力する。
 2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的としない。
 3. この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推せんしない。
 4. 学校の人事その他、管理には干渉しない。

第四章 会員

- 第 6 条 この会の会員は、この学校に在籍する児童の保護者とこの学校に勤務する教職員とする。
- 第 7 条 この会の会員は、会費を納めるものとする。会費は一会員月額150円とし、一括前納することもできる。
- 第 8 条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第五章 部会

- 第 9 条 この会に次の部会を設け、会員はこれに分属する。
1. 教職員部
 2. 学年部
 3. 専門部
 4. 特別部
 5. 特別会員部
- 第 10 条 第9条に定めた各部会の組織運営については細則で定める。

第六章 経理

- 第 11 条 この会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によって支弁される。
- 第 12 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第 13 条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。

第七章 役員

- 第 14 条 児童を愛し、民主主義と教育に理解をもっている会員で、公選による公職者でない者は、本章の規定に従って役員に選挙されることができる。
- 第 15 条 この会の役員は次のとおりである。
会長 1名 副会長 3名
書記 3名以内 会計 3名以内
また、吹田市 PTA 協議会の広報部会専任役員校にあたる年度に限り、広報部会専任役員を 1 名おく。
- 第 16 条 役員は、4月1日から就任し、任期を1年とする。
- 第 17 条 役員は、総会に出席した会員より選出される。
- 第 18 条 役員の任務は次のとおりとする。
1. 会長は、会務を総理し、この会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理をする。
3. 書記は、会の記録を作成し、その庶務を掌理する。
4. 会計は、会の財産を管理し、金銭の出納を掌理する。
5. 広報部会専任役員は吹田市 PTA 協議会広報部会での職務を専任し、校内の役員及び委員の職務には携わらない。

第八章 会計監査

- 第 19 条 この会の経理を監査するために、2名の会計監査をおく。
- 第 20 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第 21 条 会計監査は、必要に応じて随時会の経理監査を行い、その結果を運営委員会及び定期総会に報告する。
- 第 22 条 会計監査の選出及び任期は役員に準ずる。

第九章 教職員

- 第 23 条 教職員は、学校運営ならびに教育上、各種部会に出席して意見を述べることができる。

第十章 役員 の 選 出 (指 名 委 員 会)

- 第 24 条 役員ならびに会計監査の候補者を指名または選出するときは、指名委員会をおく。
- 第 25 条 指名委員の数と選出方法は細則で定める。
- 第 26 条 指名委員は、その任務を終了したときに解任される。

第十一章 総 会

- 第 27 条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
- 第 28 条 総会は、定期総会と臨時総会とする。
臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の 1 / 3 以上の要求があった時に開催する。

第 29 条 総会は、会員の現在数の 1 / 5 以上の出席をもって成立する。
前項は委任状をもって代えることができる。

第 30 条 総会の議決は、出席者の過半数の同意を要する。

第十二章 運 営 委 員 会

第 31 条 運営委員会は、役員（広報部専任役員を除く）と教職員、学年・各専門部の部長・副部長及び特別部・特別会員部のある場合にはその部長をもって構成され、各部によって立案された計画を討議承認し、また総会に提出する議案について協議する。

第 32 条 運営委員会は、定例委員会のほか、会長が必要と認めたとき、または構成員の 1 / 4 以上の要求があったとき開催する。

第 33 条 運営委員会は、委員の現在数の 1 / 2 以上の出席がなければ、その議事を審議し、議決することができない。

第 34 条 運営委員会の議決は、出席者の過半数の同意を要する。

第十三章 個人情報取り扱い

第 35 条 この個人情報取扱方法は、この会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

第 36 条 この会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第 37 条 この会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

第 38 条 この会では個人情報を次の目的のために利用する。

1. 会費請求、管理等のための連絡
2. この会の事業に関する文書等の送付
3. この会の役員・委員・会員名簿等の作成
4. 指名委員活動（次年度推薦に挙がった会長候補者への連絡を指名委員長のみ使用）

第 39 条 この会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA 会長宛に書面で提出された次の事項とする。

1. 氏名
2. 電話番号
3. その他必要とするもので同意を得た事項

要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

第 40 条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目またはすべての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

不同意の申し出があった場合、この会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡

をすることでこれに替える。

- 第 4 1 条 個人情報、この会の役員が適正に管理する。不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。
- 第 4 2 条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。
- 第 4 3 条 この会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
1. 法令に基づく場合
 2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 第 4 4 条 個人情報を第三者（第 4 3 条第 1 号から第 4 号の場合及び府、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
1. 第三者の氏名
 2. 提供年月日
 3. 提供する対象者の氏名
 4. 提供する情報の項目
 5. 対象者の同意を得ている旨
- 第 4 5 条 第三者（第 9 条第 4 3 号から第 4 号の場合及び府、市役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
1. 第三者の氏名／住所
 2. 第三者が個人情報を取得した経緯
 3. 提供を受ける対象者の氏名
 4. 提供を受ける情報の項目
 5. 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）
- 第 4 6 条 この会の会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。
- 第 4 7 条 この会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。
- 第 4 8 条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちにこの会の役員に報告する。
- 第 4 9 条 この会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第十四章 細 則

第 50 条 この会の運営に関して必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の決議を経て定める。運営委員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第十五章 改 正

第 51 条 この規約は、総会において出席者の2/3以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は少なくとも総会開催の1週間前に全員に知らせておかなければならない。

付 則

この規約は昭和42年11月22日から施行する。(設立年月日 昭和42年11月22日)

(改 正)

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1) 平成16年2月14日 | 一部改正 (別紙資料参照) |
| (2) 平成25年2月14日 | 第七章第15条を改正 |
| (3) 平成28年2月23日 | 第十三章 追加 |
| (4) 平成29年2月21日 | 第一章第2条及び付則一部改正 |
| (5) 平成30年2月20日 | 第十三章 個人情報の取り扱い 改正 |
| (6) 令和 2年2月18日 | 第十三章第38条第4項を改正 |
| (7) 令和 4年2月25日 | 第七章第15, 18条、第十二章第31条一部追加 |

細 則

第 一 章 会 員

- 第 1 条 保護者によって構成される各学級は、この会の単位組織であり、この会の目的を達成するための最も基礎となる組織である。この組織は代表委員を中心として、それぞれの学年における活動について会員相互の理解と協力を深める。
- 第 2 条 教職員は、この会の運営に関し、常に指導的立場で助言・指導できるように研究及び協議する。

第 二 章 部 会

- 第 3 条 教職員部は、教職員により構成される。
- 第 4 条 学年部は、各学年から選出される学年委員で構成され、学年行事及び給食試食会を企画実施し、学年間の連絡・調整を図る。
- 第 5 条 専門部として生活部、広報部をおく。
1. 生活部は、児童の生活指導や環境改善に協力し、保健活動の成果が上がるよう協力する。
 2. 広報部は、この会の会員に対して、また必要に応じてその地域社会ならびに関係諸機関及び諸団体に対し、情報の伝達、意見の交換に努める。
- 第 6 条 特別部・特別会員部は運営委員会において必要と認められた場合設けられ、選出人数・選出方法についてはその都度運営委員会で決定する。
- 第 7 条 委員の人数の決定方法及び選出方法は次のとおりとする。
1. 各学年において学級数、または前年度に次年度の委員選出を行う場合のみ、前年度 1 月現在の児童数から算出される次年度の学級予定数（以下、「学級予定数」という）に 4 を乗じた数の委員を選出する。委員の内訳は、学年委員は学級数または学級予定数に 2 を乗じた数の委員、専門部員は学級数または学級予定数に 2 を乗じた数の部員とする。専門部員は 2 部に分かれて各専門部会を構成する。
 2. 選出方法は各学年の自主性にまかせ、前年度の委員または委員経験者が世話役となり、立候補、話し合い、抽選などの方法による。
- 第 8 条 各部の部長・副部長の任期は 1 年とする。ただし、任期満了の時に於いて次期の当該部長が未だ選出されていないときは、その選出に至るまでなおその任務を行うものとする。また、特別部はその任務が終了した時点で解散する。

第三章 役員及び会計監査の選出と就任

第9条 役員及び会計監査の選出と就任は、次のとおりとする。

1. 指名委員は会長により委嘱される。
 - ① 各学年の会員の中から学級数または学級予定数に1を乗じた数の委員を選出する。
 - ② 教職員の中から若干名を選出する。
2. 指名委員は次年度の役員及び会計監査各候補にはならない。ただし、四役と広報部会専任役員への立候補は妨げない。立候補した時点で指名委員を辞任するものとする。
3. 指名委員会は役員及び会計監査に対する候補者を役員等の選出を行う総会の1週間前までに全会員に通知する。
4. 候補者の追加指名は、役員等の選出を行う総会において一般会員からなすことができる。
5. 候補者の指名は、指名委員会によってなされる場合も前項の場合も、その氏名を発表する前に被指名者の同意を得ておかななければならない。
6. 役員及び会計監査は、総会に出席した会員の過半数の承認により選出される。
7. 一度役員を務めた家庭の会員は次年度以後、役員及び会計監査・委員・指名委員の就任を辞退することができる。
8. 会計監査は、次年度一年間、役員に選出はされない。

第10条 役員に欠員を生じたときは、その補充につき運営委員会で決定することができる。任期は前任者の残任期間とする。

第四章 総 会

第11条 年度始めの総会で、前年度収支決算の承認及び当年度年間計画・収支予算の審議を行う。

第12条 年度末の総会で、次年度役員及び会計監査の選出を行う。

第五章 指名委員活動における個人情報の利用

第13条 指名委員は、本部の管理するPTA会員の個人情報を以下の場合に使用することができる。

1. 次年度推薦に挙げた会長候補者に連絡するために、会員の指名・連絡先を閲覧する。
2. 次年度PTA役員候補者（副会長・書記・会計）が出ず、役員選出会を開催することになった場合、候補者名簿を作成するために児童名・学年・きょうだい関係・本部経験の有無の情報を取得する。
3. 名簿は本部役員の立ち合いのもと、PTA室内においてのみ使用する。

第六章 暫 定 予 算

第13条 会計年度開始から総会において予算が成立するまでは、前年度の予算に準じて収入支出することができる。前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなすものとする。

第七章 慶弔規定内規

第14条 桃山台小学校に係る者の災害時の見舞金と死亡時の弔慰金について規定する。

1. 桃山台小学校の在籍児童、PTA会員及び教職員の災害に対して見舞金を支出する。ただし、在籍児童にあつては登下校中と在校中の災害が対象となる。また、PTA会員と教職員にあつては公務中の災害が対象となる。見舞金の金額は運営委員会にて協議する。
 2. 桃山台小学校の在籍児童、PTA会員、教職員及び本校に係る地域・諸団体の方の死亡時に弔慰金を支出する。
在籍児童、PTA会員及び教職員の死亡時には弔慰金として5,000円を支出する。
地域・諸団体の方の死亡時の弔慰金の金額は運営委員会にて協議する。
3. 本内規によるものは、一切返礼を要しない。
4. 本内規の改廃は、運営委員会にて協議・決定する。
5. 本内規は、平成22年5月23日より施行する。

第八章 改正

第15条 この細則は、運営委員会において構成員の2/3以上の賛成がなければ改正することができない。

付 則

この細則は昭和42年11月22日から施行する。

(改 正)

- (1) 昭和42年12月22日 細則第5条、第12条のただし書きを改正
- (2) 昭和51年 2月29日 細則第10条、第11条を改正
- (3) 平成12年 5月21日 細則第6条、第10条、第11条を改正
- (4) 平成13年 2月17日 一部改正
- (5) 平成14年 2月16日 細則第9条を改正
- (6) 平成16年 2月14日 一部改正 (別紙資料参照)
- (7) 平成17年 2月19日 一部改正 (別紙資料参照)
- (8) 平成18年 2月18日 細則第9条を改正
- (9) 平成22年 5月23日 細則第六章を追加
- (10) 平成29年 2月21日 細則第五章第13条を追加
- (11) 平成29年12月 2日 細則一部名称、内容を改正
- (12) 令和 2年 2月18日 細則第五章第13条を追加
- (13) 令和 4年 2月25日 細則第三章第9条一部追加
以下の章数および条数を繰り下げ